

The HINT54 (SICミニセミナー)

4月から中小企業でも義務化!!

パワハラ防止対策のポイント

こんな方におすすめ!!

- 今後、職場のパワハラ対策を強化・徹底していきたい。
- 自分が部下や従業員にパワハラをしていないか不安がある。
- パワハラなどで、実際に労働トラブルが発生したことがある。



日程 令和4年(2022年)3月15日(火)

時間 15時00分～16時30分

会場 オンライン開催 (Zoomミーティング)

対象 SIC入居企業様、地域企業様
(経営者・経営幹部やパワハラ対策責任者向け)

参加費 無料 (定員30名) ※開催前日までにお申込みください。
※SIC入居企業様が優先となります。

労働施策総合推進法の改正によって、本年4月からは中小企業でもパワハラ防止対策が義務化されるなど、職場のハラスメント対策の重要性は年々増えています。パワハラは従業員の少ない企業であっても他人事ではなく、いつ起きてもおかしくありません。しかしながら、多くの場合、“実際にトラブルに直面して初めてその重要性を思い知る”というのが実態です。

そこで、今回のThe HINT (SICミニセミナー)では、日頃から労働相談対応をしている「かながわ労働センター」の職員を講師に招き、パワハラなどのハラスメントを巡る職場の現状や必要な措置、パワハラ防止のポイントなどについて学びます。

裏面に簡単なパワハラチェックリストがあります。
1つでも☑が付きの方は、ぜひ本セミナーにご参加ください!!

講師

神奈川県 かながわ労働センター
県央支所 職員

〈かながわ労働センターとは?〉

神奈川県 産業労働局の出先機関として、職場で直面するトラブルを防止するため、労働者や経営者などからの労働相談対応(相談無料・秘密厳守)を行っているほか、労働問題に関する情報提供や講座・セミナーの開催、労働環境改善などに取り組んでいる。

WEBサイトは
こちらから



※本セミナーは、かながわ労働センター「出前労働講座(パワハラ対策講座)」の一環として開催いたします。

FAX (042-770-9077) または WEBサイトよりお申し込みください。お申込み受付後、参加URLや視聴方法などに関するご案内を、別途E-Mailにてご連絡いたします。

企業名		役職	
氏名		E-Mail	

〈お問い合わせ〉

※E-Mailアドレスは必ずご記入ください。

(株)さがみはら産業創造センター(担当:事業創造部 樽川、内線:2023)

TEL: 042-770-9119 FAX: 042-770-9077 URL: <https://www.sic-sagamihara.jp>

※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報はSIC事業に関する情報提供と参加者募集のご案内、ご連絡にご利用させていただきます。個人情報は取扱い目的以外に利用したり第三者に提供することはありません。



パワーハラチェックリスト

(参照：人事院「パワー・ハラスメント防止ハンドブック」)

次のような言動を行っていませんか？

- 「死んでしまえ」や「給料泥棒」など人格を否定するような叱り方をする。
- 執拗に資料の書き直しなどを命じる。
- 皆の前で部下を叱責する。
- 部下の意見に対して、意に沿うまで怒鳴る。
- 部下に物を投げ付けたり、部下の前で書類を机に叩き付ける。
- 部下にミスを転嫁する。
- 部下にとって無理な仕事を指示する。
- 週休日に出勤することを強要する。
- 部下に業務の説明をせず無視する。
- 部下の役職に見合わない業務を与える。
- 部下に私用を強要する。

※上記のような言動をしている場合は、パワー・ハラスメントに該当する言動を行っているとと言えます。直ちにやめるようにしましょう。

いま一度、ご自身を振り返ってみましょう。

- 人の心の痛みを感じ取れない。
- 部下に対して厳しく、上司に対しては自己主張を抑えている。
- セルフコントロールできていない。
- 部下に対する好き嫌いが激しい。
- 部下の成功にねたみを感じる。
- 部下の功績に対して、素直に褒めることができない。
- 厳しく叱ることは、いわゆる親心であると考えている。
- 部下が迷っているときに方向性を示すなどの助言ができない。
- 自分の考えだけにこだわりすぎている。
- 仕事以外のことで部下をコントロールしようとしている。

※言動だけでなく、上司等の仕事に対する姿勢や人間性あるいは日常の振る舞いがパワー・ハラスメントを行うきっかけになる場合があります。

1つでも☑がついた方は、ぜひ本セミナーにご参加ください!!